

法令実務講師養成研修

研修の目的とねらい

市町村等が実施する「法令実務研修」において、講師として活躍できるようになる。

- 法令実務の基礎知識について理解を深めます。
- 講師を務める際の心構えや指導方法を学びます。
- 模擬講義を通して実践的な法令実務講師の育成を図ります。

期日	前期	1日目	令和5年11月9日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分	
		2日目	令和5年11月10日(金) 9時30分～16時30分	
	後期	3日目	令和5年11月16日(木) 9時30分～16時30分	
		4日目	令和5年11月17日(金) 9時30分～16時30分	
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室		講師	学識経験者
対象	講師として意欲のある職員 新規採用職員等を対象とした庁内研修の講師を予定している、職員に対して法令実務について指導する立場である といった方		計画人員	10人

研修の概要

法に基づき行政事務を執行する公務員にとって、法令の知識は必要不可欠です。当研修では、4日間の講義・演習を通して、各自治体で法令実務についての講義を行う講師を養成します。前期の2日間では、法の仕組みや法令等の生成循環過程など、法令実務の基礎知識を習得する講義を行います。後期の2日間では、模擬講義等により、実践的な指導者の育成を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
前期	1日目	開講 が イ ン テ ー ン ション	法の仕組み（講義）	休憩		
	2日目	法令等の生成循環過程、法令等の構成及び表現（講義）		休憩		
後期	3日目	模擬講義、指導講評（演習）		休憩		
	4日目	模擬講義、指導講評（演習）		休憩		閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 基礎的な内容の説明が事例を交えてのものだったので理解しやすかった。
- ・ 法制執務に触れるのが久しぶりで苦労した点もあったが、思い出しながら研修を進めることができた。
- ・ 実際に講義の演習を通して、自信の反省点を認識することができた。

■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp
HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
- ・車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)
- 合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図